



文化センター・
コミュニティセンター・
イコス上尾のホールの
抽選予約期間が変更

市民協働推進課
TEL 775-4539
FAX 775-0007

4月1日(木)から左表の施設ホールの抽選予約期間が12カ月前から可能になります。これに伴い、11月から令和4年4月までの予約を、4月1日8時30分から開始します。施設の予約は、各施設にお問い合わせください。

【施設の予約に関する問い合わせ】

施設名	電話・ファクス
文化センター	TEL 774-2951 FAX 774-2955
コミュニティセンター	TEL 775-0866 FAX 775-0868
イコス上尾	TEL 772-1611 FAX 772-1614

文化センターの
指定管理者が変更

市民協働推進課
TEL 775-4539
FAX 775-0007

文化センターは指定管理期間の満了に伴う公募・選定を行った結果、指定管理者が変更になりました。新しい指定管理者は、あげお文化創造

上尾市パートナーシップ宣誓制度を開始

人権男女共同参画課
TEL 775-5117・FAX 778-5112

■上尾市パートナーシップ宣誓制度

「上尾市人権尊重都市宣言」の理念に基づき、一人一人が人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指すため、3月16日(火)から「上尾市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。☑双方またはいずれか一方が、性的少数者である者2人が、互いを人生のパートナーとし、共同生活において、相互に責任を持って協力することを約束した宣誓書を提出し、市がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度 ※法律上の効果が生じるものではありません。☑次の①～④の全てに該当する人①成年に達している②市内に住所を有している(市内への転入を予定している場合も含む)③配偶者(事実婚を含む)がいないこと、または他の人とパートナーシップの関係がない④互いに近親者でない ※詳しくは、人権男女共同参画課にお問い合わせください。



啓発ロゴマーク



■性の多様性

性とは身体的な性別だけではありません。性を表す場合には大きく分けて次の四つの指標があります。

- (1) **身体の性(出生時・戸籍上の性)** / 生物学的な特徴から判断される性
 - (2) **心の性** / その人が自認する性
 - (3) **好きになる性(性的指向)** / 「誰を好きになるか」「誰と一緒に生きていきたいか」 ※「性的嗜好＝性的な趣味」とは異なります。
 - (4) **表現する性** / 振る舞いや服装などから社会的に判断される性
- これらの指標の組み合わせで、多様な性が表現されます。またそれぞれの指標は「男性」と「女性」の2通りだけではなく、グラデーションのようになっています。

LGBT

LGBTとは、下記の言葉の頭文字から作られた性の多様性を総称する言葉の1つです。

- Lesbian** (女性の同性愛者)、**Gay** (男性の同性愛者)、**Bisexual** (両性愛者)、**Transgender** (戸籍上の性と自認する性が一致しない人)
- 他にも性のあり方には **Questioning** (心の性や好きになる性がどちらでもない・決めたくない)、**Asexual** (他者に性的魅力などを抱かない) などがあり、性の多様性を総称する言葉には、他にも「LGBTQ+」などの言葉もあります。

カミングアウト・アウティング

自身の性のあり方を、自分の意思で相手に打ち明けることを「カミングアウト」といいます。一方、個人の性のあり方について、本人の同意を得ずに他人に知らせてしまうことは「アウティング」といい、当事者の人権を著しく侵害する行為です。

自分の意思で打ち明ける「カミングアウト」は、打ち明けた相手を信頼している証です。打ち明けてくれた人の家族や友人に対してであっても、本人の意思を確認せずに「アウティング」してはいけません。

パートナーズ(代表団体/株)埼玉新聞社、構成団体(株)サイオー)となります。※事前の予約などは引き継がれるため、手続きは不要です。指定管理期間は4月1日(休)〜令和8年3月31日の5年間です。

社会資本総合整備計画による事後評価結果の公表

市街地整備課 ☎77517913
☎77519872

上尾都市計画事業大谷北部第一・第四土地区画整理事業を対象とした社会資本総合整備計画について、このたび事後評価を実施しましたので、その結果を公表します。【事後評価結果の閲覧】3月1日(月)〜(土)(祝を除く)【閲覧場所】市街地整備課、大谷北部第二土地区画整理事務所(今泉19-1)、大谷北部第四土地区画整理事務所(吉丁目北17-1)※市ホームページにも掲載します。

下水道事業の負担区等の決定に関する公告

下水道施設課 ☎77519372
☎77219050

上尾都市計画下水道事業受益者負担に関する条例により、下水道事

業計画変更に係る拡大区域とした領家地区(大字領家の一部)と地頭方地区(大字地頭方、大字吉丁目と大字堤崎の各一部)について負担区などの決定に関して公告します。☎4月1日(休)8時30分〜 所下水道施設課(上尾村1157) ※市ホームページにも掲載します。☎負担区決定、負担区別の事業費と単位負担金額の予定額の決定(領家地区、地頭方地区)

バイクや軽自動車の廃車などの手続きは4月1日(木)までに

市民税課 ☎77515130
☎77519846

軽自動車税(種別割)は、軽自動車などを4月1日に所有している人に課税されます。4月1日までに廃車などの手続きをしてください。■原動機付自転車の廃車などの手続き

原動機付自転車を所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡など)や市外に転出する場合は、市民税課で廃車などの手続きをしてください。※詳しくは、市民税課にお問い合わせください。

他市区町村のナンバープレート交換の手続き

転入した人で、上尾市のナンバー

プレートに変更していない原動機付自転車を所有している人は、市民税課で交換の手続きをしてください。■他市区町村のナンバープレートの廃車手続き(上尾市のナンバープレートへ変更しないものは、受け付けできません。※詳しくは、市民税課にお問い合わせください。

■125ccを超えるバイクや軽自動車(二輪・四輪)の手続き
次の手続き先に問い合わせてください。☎125ccを超えるバイク/埼玉運輸支局☎051-5540-2026
軽自動車(二輪・四輪)/軽自動車検査協会埼玉事務所☎050-3816-3110

事業者向け ワンストップ相談窓口

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の「悩み・課題・対策」に、専門家が何度でも無料で個別相談に応じます。☎時・☎下表のとおり 所プラザ22 申相談日の2日前(土日祝を除く)までに電話で商工課へ

専門家	とき	内容
中小企業診断士①	3/3~24の毎週(水)	9:30~16:30 (1回60分) 埼玉県感染防止対策協力金(飲食店対象)、売上回復、使える補助金などの経営全般 ※この会場で申請手続きはできません。
中小企業診断士②	3/4(木)	
PRプランナー	3/11(木)	
ウェブ解析士	3/18(木)・25(木)	9:00~16:00 (1回50分) 何から相談したら良いかわからない、事業の立て直し チラシ・パッケージなどのPR方法、販促戦略 オンラインサービス・テレワークなどを活用した販路拡大
社会保険労務士	毎週(金)	9:00~16:00 (1回25分) 雇用調整助成金、休業支援金・給付金など ※この会場で申請手続きはできません。
商工会議所 経営指導員	毎週(火)	埼玉県感染防止対策協力金(飲食店対象)、制度融資、資金繰りなどの経営全般 ※この会場で申請手続きはできません。

※いずれも12:00~13:00は除きます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けている事業者向けの支援策は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

☎とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

介護保険料の納め忘れにご注意を

高齢介護課 077555127

077618872

次の①～⑤に該当する65歳以上の
人第1号被保険者は、保険料の納
付方法を確認してください。

- ① 65歳になった／特別徴収(年金天引き)になるまでの間、納付書または口座振替で納めてください。
 - ② 転入した／前住所地で年金天引きだった人も、転入した年度の保険料は納付書または口座振替で納めてください。翌年度からは、年金天引きになります。
 - ③ 転出・死亡した／資格喪失月の前月までの月割り保険料を納めてください。介護保険料額変更通知書を送付しますので、確認して納めてください。
 - ④ 年金の差し止めで年金天引きが中止になった／納付書または口座振替で納めてください。
 - ⑤ 年金天引きになっているが修正申告などで保険料の段階が上がった／保険料の増額分を納付書または口座振替で納めてください。
- ※①②で翌年度以降も年金天引きにならない人は、納付書または口座振替での納付になります。

■未納が続くと利用料の支払い方法が変更

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料が納められていない状態が長期間続くと場合は、介護サービスの利用料の支払い方法が次の(1)～(3)に変更になる場合があります。

- (1) 滞納状態で1年経過した／利用料の自己負担額が10割になり、後で市に申請して給付分を受け取るようになります。
 - (2) 滞納状態で1年6カ月経過した／利用料の自己負担額が10割になり、給付が一時停止されます。それでもなお納付されない場合は、一時停止の給付費から滞納保険料額を差し引くことがあります。
 - (3) 時効のため納付できなくなった／利用料の自己負担額が3割または4割になることがあります。また、高額介護サービス費などの支給は受けられなくなります。
- 納付が困難な場合は早めに相談を
特別な事情により納付が困難なときは、保険料の分割納付や減額(審査あり)を受けられる場合がありますので、早めに高齢介護課に相談してください。

保険年金課

0782-6471・0775-9827

国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

国民健康保険(国保)の加入・脱退は、就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。※手続きの場所など詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した 勤務先の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	前年の所得が分かる物 健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写し)	①来庁する人の本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの物であれば1点、健康保険証、年金手帳、住民票など顔写真のない物は2点) ②世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物(マイナンバーカード、マイナンバー入り住民票など) ※外国籍の人は併せて在留カードとパスポートが必要です。 ※死亡に関する手続きは、死亡者のマイナンバーが分かる物は不要です。
	子どもが生まれた	国保保険証、母子健康手帳、世帯主の預(貯)金通帳、領収明細書、直接払いに関する合意文書 ※海外出産の場合は問い合わせてください。	
脱退	他市区町村へ転出する	国保保険証	
	勤務先の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証、加入した勤務先の健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の人だけ)	
その他	死亡した	国保保険証、会葬礼状または葬儀の領収書、喪主の預(貯)金通帳	
	住所・世帯主・氏名が変わった 世帯を分離、または合併した 保険証をなくした、または破損した	国保保険証	

※加入の届け出が遅れた場合も、国保の資格取得日は他の健康保険などの資格を喪失した日になります。国民健康保険税は資格取得日にさかのぼって課税されます。

※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失します。国民健康保険税は、国保の資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還していただく場合があります。



震災から10年に想う

2011年3月11日の東日本大震災の発生から10年を迎えます。震災直後、私は、生まれ故郷である岩手県陸前高田市に駆けつけました。

思い出の街並みは、津波によってすべて流され、大切な友人も失いました。

被災された皆様と同様、深い悲しみは決して消えることなく今でも脳裏から離れません。

この10年の間、被災地では復興に向けた懸命な努力が重ねられてきました。上尾市でも、行政だけでなく自治会、NPOの皆様のご尽力で、陸前高田市と福島県本宮市に対して、ニーズに応じた人的・物的支援が実施されてきました。

こうした取り組みの結果、被災地では、10年の復興・創生期間を経て、新たな街づくりが着実に進んでいます。

一方、上尾市では、いつ起こるとも限らない災害に対し、過去の教訓を踏まえ、実践的な訓練を実施しています。本市においても一昨年（令和元年）東日本台風による被害が生じたことから、今回



陸前高田市での救助活動(2011年3月)



訓練の様子(2021年2月7日)

は水害想定での「災害対策本部設置運営訓練」を2月7日に実施いたしました。

訓練では専門家の協力のもと、大規模な台風に伴う水害被害に備えた体制確認、市民や関係機関からの問い合わせ対応、被害状況の把握、情報の収集と共有、市民への周知などの訓練を行いました。災害対策本部では、寄せられる多くの情報を正確に聞き取り、重要度の判断を瞬時に行う必要があります。あらゆるケースを想定しながら、冷静な対応を心掛けることが大切だと改めて実感したところです。

2月13日の夜半には、10年前を思い起こさせる大きな余震もありました。

訓練は繰り返し行うことにより身に付きます。今回の訓練をしっかりと検証し、市民の皆様の大変な生命・財産を守るため、さらなる防災力の強化に努めてまいります。

市長 富山 稔

県内初! 県営屋内50mプールを上尾市に!

~~~~~ 誘致に向けて要望活動実施中 ~~~~~



## ～スポーツ科学拠点施設とは～

これまで市では、多種多様なスポーツ施設が集積するさいたま水上公園周辺エリアが、市民の皆さんのスポーツと健康づくりの場や、四季を問わず多くの県民、アスリートが来場する賑わいの場となるよう、県営屋内50mプールの誘致の実現に向けた要望活動を県に対して積極的に行ってきました。

県では、屋内50mプールの建設に合わせて、スポーツ科学拠点施設を一体的に整備することを検討しています。スポーツ科学拠点施設は、スポーツ知見に基づいた安全で効果的なトレーニングや栄養指導などのアスリート支援、市民・県民の皆さんの年齢や体力に応じた適切な運動支援など、競技力向上と健康増進につながる設備・機能を有した施設です。

これらの施設が一体的に整備されることにより、水

スポーツ振興課 ☎781-8112・☎775-6608

泳競技での利用にとどまらず、さまざまな競技において測定と分析、それに基づく実践的トレーニングが可能となります。

中でもプールは、水の負荷を利用したトレーニングやクールダウンなどにも利用できるため、さまざまな競技において幅広く活用することができます。

さいたま水上公園周辺エリアに、この両施設が整備されることで、名実ともに県の総合スポーツ拠点が誕生することになります。

市や地域での賑わいが創出されるばかりではなく、市民の皆さんが心身ともにより健康で活気あふれる豊かな街づくりへとつながるものと考えます。

市としては、誘致の実現に向けて活動を行っていきます。

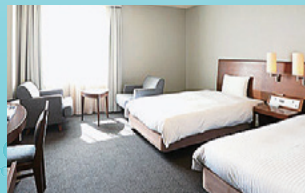
### 【県が検討中の主な施設】



アリーナイメージ



研修室イメージ



宿泊施設イメージ

※写真/屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備事業有識者会議報告書より

# 埋蔵文化財の取り扱い

生涯学習課 ☎775-9496 ・ ☎776-2250

土の中に埋まっている文化財は「埋蔵文化財」と呼ばれ、旧石器時代から縄文・弥生・古墳・奈良・平安時代を経て、中世までのわが国の歴史を証明する国民共有の貴重な財産です。そのため、文化財保護法により保存の対象になっています。

市内には約250カ所の埋蔵文化財包蔵地(遺構・遺物が埋まっている地域=遺跡)があり、県に登録されています。包蔵地内で土木工事などを行う場合は、「埋蔵文化財発掘の届出」が義務付けられています。住宅建築や開発行為などの予定がある場合は、生涯学習課で確認してください。また、「あげおガイドアピマップ」(<https://www2.wagmap.jp/ag-eocity>)でも包蔵地の確認ができます。

## ■文化財保護法の対象

- ①農業基盤工事や造成工事などによる掘削が埋蔵文化財に及ぶとき
- ②住宅などの恒久的な建物、道路その他の工作物を設置するとき
- ③盛土または一時的な工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがあるとき



埋蔵文化財発掘調査

## 高額医療・高額介護合算療養費の支給

保険年金課 国保給付担当 ☎782-6481  
 (高齢者医療担当) ☎775-5125  
 高齢介護課 給付適正担当 ☎775-9827  
 ☎775-6473  
 ☎776-8872

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保

険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた額が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。※市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していて、支給の対象になる人には3月以降(予定)に申請書を送付します。※住所変更や他の医療保険に異動した場合などは、送付できないことがあります。 **申**

# 大谷小学校前のスクールゾーン

## 規制時間の追加

学校保健課

☎775-9683 ・ ☎775-5633

大谷小学校正門前の道路の安全確保のため、3月15日(月)から午後の時間帯を追加し、下記の指定時間帯でスクールゾーン規制が行われます。規制時間内に通行できる車両は、上尾警察署の許可を受けた車両や緊急自動車などに限ります。既に通行許可証を受けている人は、追加時間も通行できます。通行許可証の取得方法は、上尾警察署(☎・☎773-0110)に問い合わせてください。

### 【3月15日以降の規制指定時間】

7時30分～8時30分、15～16時(土)(日)(祝を除く)

【指定区間】



## 自動車燃料費助成金支給制度

申請書、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)、または直接各支所・出張所へ

障害福祉課 ☎775-5122  
 ☎776-8872

自動車燃料費助成金支給制度に登録している人が助成を受けるには、毎年申請が必要です(児童は、上・

下半年2回)。今年度の窓口受け付けは、3月31日(水)まで(当日消印有効)です。【必要書類】①申請書(障害福祉課にある。市ホームページからダウンロードも可)②今年度の助成対象月から3月31日までの領収書(市内の給油所に限る)③車検証(郵送の場合は写しを添付) **☎**直接または郵送で障害福祉課(〒362-8501本町3-1-1)へ

## 国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827  
大宮年金事務所 ☎652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

### ①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

| 届け出事由                      | 手続き内容                      | 届け出先                                                               | 必要な物                                                                                                      |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会社や官公庁などに就職した              | 第2号被保険者資格の取得               | 勤務先                                                                | 勤務先に問い合わせ                                                                                                 |
| 配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合) | 第3号被保険者への種別変更              | 配偶者の勤務先                                                            | 配偶者の勤務先に問い合わせ                                                                                             |
| 氏名が変わった                    | 住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要 |                                                                    |                                                                                                           |
| 上尾市に転入した                   | 住所変更                       | 保険年金課                                                              | マイナンバーの分かる物                                                                                               |
| 上尾市から転出した                  |                            | 転出先の市区町村                                                           | 転出先の市区町村に問い合わせ                                                                                            |
| 上尾市内で転居した                  | 住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要 |                                                                    |                                                                                                           |
| 海外に転出する                    | 国民年金をやめる                   | 保険年金課                                                              | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物<br>・国内に協力者(家族など)がいる場合/年金手帳またはマイナンバーの分かる物<br>・協力者がいない場合/年金手帳またはマイナンバーの分かる物、預(貯)金通帳と届け出印 |
|                            | 任意加入                       |                                                                    | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、預(貯)金通帳と届け出印                                                                           |
| 受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたい   | 任意加入(60歳以上65歳未満)           | 金融機関、大宮年金事務所                                                       | 年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印                                                                                         |
| 口座振替を開始・停止・変更する            | 口座振替納付(変更)申出書を提出           | 金融機関、大宮年金事務所                                                       | 年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印                                                                                         |
| クレジットカード納付を開始・停止・変更する      | クレジットカード納付(変更)申出書を提出       | 大宮年金事務所                                                            | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、クレジットカード                                                                               |
| 納付書を紛失した                   | 納付書再交付                     |                                                                    | 大宮年金事務所に問い合わせ                                                                                             |
| 年金手帳を紛失した                  | 年金手帳再交付                    | 保険年金課                                                              | 本人確認ができる物<br>※急ぎの場合は大宮年金事務所に問い合わせてください。                                                                   |
| 保険料を納めるのが困難                | 学生以外/免除申請                  |                                                                    | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物<br>※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。                                                |
|                            | 学生/学生納付特例申請                |                                                                    | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、学生証または在学証明書                                                                            |
| 妊娠・出産した                    | 産前産後免除該当届を提出               | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、母子手帳など出産(予定)日と親子関係の分かる物<br>※出産予定日の6カ月前から提出可能です。 |                                                                                                           |

### ②第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員・公務員)

| 届け出事由                              | 手続き内容        | 届け出先    | 必要な物                                      |
|------------------------------------|--------------|---------|-------------------------------------------|
| 勤務先を退職した                           | 第1号被保険者資格の取得 | 保険年金課   | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物 |
| 勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合) | 第3号被保険者資格の取得 | 配偶者の勤務先 | 配偶者の勤務先に問い合わせ                             |

### ③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

| 届け出事由                 | 手続き内容         | 届け出先  | 必要な物                                          |
|-----------------------|---------------|-------|-----------------------------------------------|
| 会社や官公庁などに就職した         | 第2号被保険者資格の取得  | 勤務先   | 勤務先に問い合わせ                                     |
| 配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した | 第1号被保険者への種別変更 | 保険年金課 | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書など配偶者の資格喪失日の証明ができる物 |
| 配偶者の扶養から外れた           |               |       | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書                    |

※マイナンバーの分かる物とは、①マイナンバーカード、②住所や氏名などの記載事項に変更のない通知カード、③マイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書です。マイナンバーカード以外の場合は、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)が必要です。

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

🕒 とき 📍 所 📄 内容 👤 対象 💰 費用・金額 📄 ※記載のないものは「無料」 👤 定員 📄 持ち物  
📄 申し込み 📄 ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 📄 問い合わせ

あなたの力を地域に  
活かしてみませんか

# 自治会・町内会・区会

市民協働推進課  
☎775-4539 ・ ☎775-0007



自治会・町内会・区会は、皆さんが住むそれぞれの地域で活動する住民自治組織です。各会では、住民同士のつながりを大切に、住み良い地域を目指して、さまざまな活動を行っています。ぜひ、自治会・町内会・区会に参加して、住み良い地域づくりにあなたの力を活かしてみませんか。

## 自主防災会の活動

災害が発生した際には、隣近所で助け合う「ご近助<sup>きんすけ</sup>」がとても大切です。各地域の自主防災会では、日頃から防災訓練を行い、災害時の情報収集方法や資機材・備蓄品などの確認をしています。

## 安心安全なまちづくり

地域の安全を守るため、街路灯の維持管理や児童の登下校時の防犯パトロールなどを実施しています。

## 市や地域の情報提供

回覧板を用いたり、地域内の各種団体と連携したりして、身近な地域の情報を提供しています。

### ■加入の問い合わせ

班長を通じて自治会・町内会・区会役員に確認するか、**下表**に問い合わせてください。

| 問い合わせ先 | 電話・ファクス               | 問い合わせ先     | 電話・ファクス               |
|--------|-----------------------|------------|-----------------------|
| 平方支所   | ☎725-2004 ・ ☎780-1112 | 原市団地自治会    | ☎722-2481 ・ ☎796-0287 |
| 原市支所   | ☎721-1604 ・ ☎720-1113 | 尾山台団地自治会   | ☎ ・ ☎721-3752         |
| 大石支所   | ☎725-1079 ・ ☎780-1114 | 西上尾第一団地自治会 | ☎ ・ ☎726-2067         |
| 上平支所   | ☎771-2315 ・ ☎770-1102 | 西上尾第二団地自治会 | ☎726-0131 ・ ☎726-1404 |
| 大谷支所   | ☎781-0121 ・ ☎780-1113 |            |                       |

## 環境美化運動の推進

快適な生活環境を守るため、地域清掃やリサイクル活動を行っています。

## スポーツ・レクリエーション活動

夏祭りや運動会など、地域住民の交流を深める親睦行事や伝統行事を催しています。

## 地域の支え合い

地域での社会福祉活動や各種募金活動に協力、子育て支援や敬老会の開催など、幅広い世代が交流を深めながら地域を支えています。



## マイナポイントの申込期限が延長に

行政経営課 ☎775-3963 ・ ☎776-8873

キャッシュレスでチャージまたは買い物をする、決済額の25%分のポイントがもらえるマイナポイント制度の申込期限が9月30日(木)まで延長されました(3月31日(木)までにマイナンバーカードの交付申請をした人に限る)。

市ではマイナポイントの予約と申し込みができる「マイナポイント予約・申込支援ブース」を設置しています。 ☎(月)～(土)8時30分～17時(閉庁日と3月20日(祝)を除く) ☎市役所1階市民ホール ☎利用者用電子証明書を搭載したマイナンバーカード ※利用したいキャッシュレス決済事業者が指定する決済サービスIDとセキュリティコードが必要です。



上限 **5,000** 円※  
相当のポイントを付与 **25%** 付与率

※マイナポイントを予約・申し込みの上、キャッシュレス決済サービスで2万円のチャージまたは買い物をする必要があります。

電子申請・届出サービスのご利用を

IT推進課 ☎77551133  
FAX77519921

☎77551133  
FAX77519921

パソコンやスマートフォンからインターネットで「電子申請・届出サービス」に接続して、自宅でも引

越しに伴う水道の手続きや自動車税(種別割住所変更届などの申請手続き)ができます。電子申請・届出サービスは、共通トップページから利用

できます。操作方法で不明な点はコールセンター(☎01200461

緊急医療情報キットの配布



警防課 ☎775-1312・☎775-2230  
障害福祉課 ☎775-5122・☎776-8872  
高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

65歳以上の人や障害のある人、健康に不安がある人が安心して生活できるよう、希望者に「緊急医療情報キット」を配布しています。これは、自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を、筒状の容器に入れて自宅の冷蔵庫で保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備えるものです。配布は1世帯1個に限ります。※家族が複数人の場合は、全員分の医療情報シートを1つの容器に入れてください。☎・☎☎下表のとおり☎必要書類を用意して直接、各消防署・分署、障害福祉課、高齢介護課、各支所・出張所へ ※本人確認ができれば、代理人による申請も可能です。

| 対象        | 持ち物                      | 問い合わせ     |
|-----------|--------------------------|-----------|
| 65歳以上の人   | 自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物 | 警防課・高齢介護課 |
| 障害のある人    | 障害者手帳                    | 障害福祉課     |
| 健康に不安がある人 | 自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物 | 警防課       |

市民税・県民税の申告期限を延長

市民税課 ☎77551311  
FAX77519846

☎77551311  
FAX77519846

【申告期限】4月15日(木) 所市民税課 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

119・☎06-645513268・☎help-shinsei-saitama@kantian.com(平日9時~17時)へ問い合わせください。



テレビ埼玉にてフルバージョンで放映中!



高齢介護課 ☎775-4190・☎776-8872

アップー元気体操のフルバージョン(18分間)がテレビ埼玉で放送中です。

新型コロナウイルスの感染状況は依然として予断を許さない状況が続いており、自宅で過ごす時間も多いかと思います。体を動かすことは、ウイルスに対する免疫力を高めることにもつながります。ぜひテレビを見ながら一緒に体操に取り組んでみてください。 ※市ホームページでも見られますので併せてご覧ください。 ※市役所の情報公開コーナーでDVD(500円)の販売もしています。

■アップー元気体操とは…?

「転倒予防を目指した筋力トレーニング」「柔軟性・バランス能力の向上」を目指した介護予防体操です。座ったままでもできるので、体力に自信のない人も安心してできる体操です。

■アップー元気体操の効果は…?

参加者の多くは、バランス能力や筋力をおおむね70代まで維持することができており、体操を継続している効果も実際に数値に表れています。アップー元気体操の活動年数が長くなるほど、効果も高まっています。

■放送時間

- ①毎週(水) 9時30分~9時50分
  - ②毎週(日) 8時~8時20分
- ※3月31日(水)まで放送します。



市ホームページ

